各 位

会社名株式会社ソネック

代表者名 代表取締役社長 福 島 孝 一 (コード 1768 東証 第二部) 問合せ先 取 締 役 経営管理部長 清 水 省 己 (TEL.079-447-1551)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

- 1. <u>当社及び当社子会社の取締役及び使用人の</u>職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) <u>当社及び当社子会社では、「企業グループ行動規範」の指針に沿って具体的な</u> 管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令 及び定款に適合する体制を確保する。
 - (2)代表取締役社長は、取締役会を自由、闊達を旨として運営し、取締役、監査役の意見を十分聴取して決議を図るなど、取締役会に求められている機能を最大限活用する。
 - (3)取締役会は、取締役会付議・同報告基準及びその他の社内規程を整備し、各取締役はそれらの規程に則り業務を執行し、必要に応じて取締役会に議案を諮り、又は報告すべき事項を適時、適切に報告する。
 - (4)社内規程の整備により、各部門、各職位における業務分掌と各職位に応じた責任と権限を明確にし、併せて、部門間、職位間の相互牽制機能が働く制度を確立することにより、法令及び定款に適合する体制を構築する。
 - (5) 内部監査部門が社内規程、関連法令等の遵守状況を定期的に、又は必要に応じて監査し、問題があれば取締役会で検討のうえ是正措置を講じる。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役会資料、その他職務執行に係る重要な情報は、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し保存する。
 - (2)取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる体制にする。

- 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)法令違反リスクについては、行動規範及び営業活動遵守基準を制定し、規程の遵守を徹底させることによりリスク発生の防止に努める。
 - (2)業務遂行上の想定されるリスクについては、業務関連規程で対応策を定め、規程を遵守することにより各種リスク発生の事前防止とリスク発生時の損失最小化に努める。
 - (3) 突発的なリスクの発生時又は発生のおそれがあるときは、取締役会で対応責任者となる取締役を定め、速やかに対応措置を講じるものとする。
 - (4)監査室は、当社及び当社子会社に対する年間監査計画に基づき業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)重要事項の決定には、その都度取締役会を開催し十分な議論を尽くしたうえで決議することにより、重要事項の経営判断について、多面的な検証と迅速な意思決定を行う。
 - (2)執行役員制度を採用し、取締役会の活性化と業務執行機能の強化を図る。
 - (3)予算管理制度により各部門の業務執行が効率的に行われる体制を構築し、取締役会が予算・実績を月次で管理することにより、その進捗状況を検証し、必要に応じて改善策を実施する。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1)子会社の経営については自主性を尊重しつつも、定期的に事業内容を報告させるとともに、重要案件については当社と事前協議を行う体制とする。
 - (2)監査室は、子会社を担当する部署と十分な情報交換を行いつつ、子会社に対し業務監査を実施する。
- 6.監査役の職務を補助すべき使用人<u>を求めた場合における、当該使用人及び監査役</u> の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査目的に必要な使用人を配置する。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性については、監査室担当者は、その 補助業務に関して監査役の指揮命令下で遂行することとし、 人事異動、人事考 課は監査役の同意を必要とすることにより、実効性及び独立性を確保する。
- 7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び監査役への報告に関する体制
 - (1) <u>当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は</u>、会社に著しい損害を及ぼすお それのある事実及び<u>法令違反、定款違反があること</u>を発見したときは、直ちに 監査役に報告する。
 - (2)監査役に報告・情報提供を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 8. <u>当社監査役の職務の遂行について生ずる費用の処理に関する事項</u> <u>監査役の職務を遂行するうえで必要な費用は会社が負担するものとし、その費用</u> の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理す <u>る。</u>
- 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1)財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
 - (2) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- 10. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - (1)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

以上